平成２９年（フ）第１６３号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目17番１号　ハイツまるしょう102号
債務者　渡辺　和久
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６４号
相模原市中央区東淵野辺５丁目18番25号　メゾンサガミ103、前住所相模原市中央区陽光台３丁目８番19号　サマックスラークＣ205
債務者　島津　悠毅
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６８号
相模原市緑区大島919番地１　ムート大島南
債務者　米本　　宏
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７１号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原503
債務者　生田目　明
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７２号
相模原市中央区清新８丁目８番24号　レグルス清新301
債務者　辻　　正人
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６号
長野市大字北尾張部722番地１
債務者　山田　誉仁
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
名古屋市南区中江２丁目３番20号　メゾン鶴里107号
債務者　磯部みゆき
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０９号
名古屋市瑞穂区浮島町５番24号　名鉄交通南部第２寮223号
債務者　村上　好広
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４３号
愛知県津島市藤浪町１丁目45番地　コーポ藤浪302号、従前の住所愛知県津島市愛宕町１丁目30番地　ピースフル愛宕Ｂ棟　201号
債務者　松岡美智子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０号
和歌山県岩出市西国分668番地、前住所和歌山県岩出市新田広芝217番地の23
債務者　植田千賀子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８１号
和歌山県岩出市吉田392番地の８（４－77号）
債務者　矢出ヤス子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
岡山県浅口市寄島町5249番地36
債務者　奥野亜弥子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
福岡県京都郡苅田町大字集2483番地４
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
福岡県京都郡苅田町大字堤2978番地１（ウィンドワード苅田201）
債務者　土屋　直美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４号
北海道虻田郡留寿都村字泉川27番地１　ルスツリゾート現寮　328号室
債務者　鳴海　茉樹
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第３６６号
さいたま市見沼区大字南中野225番地12、旧住所さいたま市浦和区上木崎６丁目32番３号　ベルヴィ21　106
債務者　花田　亜矢
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３５号
さいたま市桜区桜田２丁目16番21号　グリーンプラザ桜田102
債務者　渡辺　三男
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係